

北海道大学

令和3年度 入学料減免（徴収猶予）申請のしおり （外国人留学生用）

下記「入学料減免（徴収猶予）の申請資格」の1つに該当し、減免（徴収猶予）が必要と認められる場合は、選考の上、入学料の全額若しくは半額が減免され、または徴収猶予されることがあります（猶予期間は、4月入学者は9月末日、10月入学者は2月末日までとなります）。

減免（徴収猶予）を申請する者は、このしおりを熟読の上、提出書類に不備のないよう注意してください。

減免（徴収猶予）申請者は、判定結果の告知があるまでは入学料の納入が猶予されますので、告知があるまでは入学料を納入しないでください。納入した入学料は、返還されません。

なお、入学手続期間に減免と徴収猶予を同時に申請することはできません。ただし、入学料減免の判定結果が不許可または半額減免であった場合、告知日から起算して14日以内に、徴収猶予の申請をすることができます。

告知は、12月上旬の予定です。

入学料減免の申請資格

学部学生

- (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) (1) に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

大学院生

- (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 経済的理由によって入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (3) (1) に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

※学部学生・大学院生ともに、(1) に該当する場合は、死亡または被災したことを証明する書類のコピーを提出してください。

※【東日本大震災】【熊本地震】【北海道胆振東部地震】については、地震発生後1年を経過していますが、特例として、学部学生・大学院生ともに(1) に該当しますので、被災者の方は減免申請の対象となります。ただし、被災したことを証明する書類（被災又は罹災証明書）のコピーの提出が必要です。

入学料徴収猶予の申請資格

学部学生及び大学院生

- (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入期限までに納入が困難であると認められる場合
- (2) 経済的理由により入学料の納付期限までに納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

※ (1) に該当する場合は、死亡または被災したことを証明する書類のコピーを提出してください。

※ 【東日本大震災】【熊本地震】【北海道胆振東部地震】については、地震発生後1年を経過していますが、特例として、学部学生・大学院生ともに(1)に該当しますので、被災者の方は減免申請の対象となります。ただし、被災したことを証明する書類(被災又は罹災証明書)のコピーの提出が必要です。

減免(徴収猶予)申請提出書類

提出書類は下記のとおりです。確認の上、不備のないように申請してください。

書類は全てA4で作成願います。源泉徴収票等、サイズがA4よりも小さいものは、A4用紙にコピーするかA4用紙に貼り付けてください。

1. 入学料〔減免・徴収猶予〕申請書
2. 外国人留学生調書
3. その他(領収書, 外国人登録証明書のコピー, 在留カードのコピー など)

学業優秀と認められる場合

学部学生、大学院生ともに第1年次に入学した者(編入学者等途中年次に入学した者を含む)の入学時における学業成績は優秀とみなします。

申請時の注意事項

1. 本学所定の様式で提出するものがある場合は、様式の中の注意書きをよく読んで記入してください。
2. 「入学料〔減免・徴収猶予〕申請書」は、記入例を参考にしながら記入してください。
3. 書類不備は減免(徴収猶予)不許可となることがあります。また、申請書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、減免(徴収猶予)結果を取り消すことがあります。